

松江市告示第37号

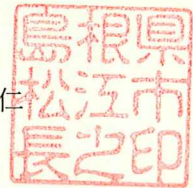
森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により松江市森林整備計画を樹立したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、松江市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、松江市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、松江市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和7年2月5日

松江市長

上 定 昭 仁



1 縦覧場所

松江市ホームページ

（産業経済部農林基盤整備課 松江市森林整備計画の縦覧について）

2 縦覧期間

自 令和7年2月5日から

至 令和7年3月6日まで